

社会福祉法人酒田市社会福祉協議会

決裁及び委任規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人酒田市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款施行細則第29条第2項の規定に基づき、会長の権限に属する事務の決裁区分及び手続きを定めると共に、契約に関する行為を委任することにより、事務処理の責任の所在を明確にし、円滑かつ適正な事務処理を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 決裁 会長の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 会長の権限に属する事務について、常時会長に代わって最終的にその意思を決定することをいう。
- (3) 代決 決裁権者又は専決権者が不在のとき、臨時にこれらの者に代わって決裁することをいう。

(専決及び代決の効力)

第3条 この規程に基づいてなされた専決及び代決は、会長の決裁と同一の効力を有する。

(会長の決裁事項)

第4条 会長の権限に属する事務のうち、重要な事項及び異例もしくは疑義のある事項は、すべて会長の決裁を受けなければならない。

2 前項に規定する重要な事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

(会長事務の専決)

第5条 常務理事、事務局長及び課長限りで専決することができる事務は、別表第2のとおりとする。

(会長事務の代決)

第6条 会長に事故あるときは、常務理事がその事務を代決する。

2 常務理事に事故あるときは、事務局長がその事務を代決する。

3 事務局長及び課長に事故あるときは、あらかじめ指名する職員がその分掌事務を

代決する。

4 前項の順位は、協議会組織機構に関する規程第4条及び第2条第3項に規定する課の順により、その職にある職員とする。

(専決及び代決者の報告)

第7条 専決者又は代決者において、専決し、又は代決した事務について、その内容が重要であると認められるものについては、速やかに文書又は口頭をもって上司に報告しなければならない。

(契約に関する行為の委任)

第8条 本会における契約に関する行為で別表第3に掲げるものは、常務理事、事務局長及び課長に委任する。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月26日に制定し、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (会長の決裁事項)

- (1) 社会福祉協議会の運営に関する基本的方針の決定に関する事。
- (2) 事業計画の樹立及びその実施計画の決定に関する事。
- (3) 各福祉団体との総合調整に関する事。
- (4) 理事会、評議員会の招集及び議案送付に関する事。
- (5) 定款、規則の制定改廃に関する事。
- (6) 事務組織等に関する事。
- (7) 職員の任免、分限及び新たに給与の決定並びに職員の服務及び賞罰その他重要又は特殊な人事に関する事。
- (8) 臨時職員の任免に関する事。
- (9) 事務局長の義務免、年休の承認に関する事。
- (10) 事務局長の出張命令に関する事。
- (11) 法人印の制定、改廃に関する事。
- (12) 予算編成方針の決定及び予算案の決定並びに繰り越し計画に関する事。
- (13) 会費の算出、決定、徴収、減免に関する事。
- (14) 寄付金の受入に関する事。
- (15) 200万円以上の補助金申請に関する事。
- (16) 建設事業の借り入れ金に関する事。
- (17) 1件200万円以上の物品貸借契約の締結に関する事。
- (18) 支払命令200万円以上(規程に定める諸給与の支払命令、毎月定期的に支出する委託料、貸付金の元利償還金を除く。)に関する事。
- (19) 前各号に準ずる重要事項に関する事。

別表第2 (会長事務の専決)

事務専決区分一覧表

事務の内容	決裁区分		
	常務理事	局長	課長
庁舎・自動車等の財産管理に関する事		○	
職員の事務分掌の決定に関する事		○	
文書の収受・発送に関する事			○
保存期間の満了した文書の廃棄に関する事			○
課長補佐以下の職員の義務免・年休の承認に関する事			○
課長補佐以下の職員の出張命令に関する事			○
課長補佐以下の職員の時間外及び休日勤務命令に関する事			○
職員の給与支給額の決定に関する事		○	
職員の各種手当支給額の決定に関する事		○	
定期昇給の決定に関する事		○	
職員の研修計画・実施に関する事			○
健康診断の結果に基づく就業禁止に関する事		○	
職員の被服貸与に関する事			○

事務の内容	決 裁 区 分		
	常務理事	局 長	課 長
1 件 50 万円未満の物品調達計画の決定に関する こと		○	
1 件 50 万円以上 200 万円未満の物品調達計画の 決定に関すること	○		
1 件 5 万円未満の会議費（食料費）に関するこ と		○	
1 件 5 万円以上 10 万円未満の会議費（食料費） に関すること	○		
科目の振替及び流用に関すること	○		
収入命令に関すること		○	
過誤納金の還付に関すること		○	
100 万円未満の補助金申請に関すること		○	
100 万円以上 200 万円未満の補助金申請に関す ること	○		
予定金額 100 万円未満の工事施行に関すること		○	
予定金額 100 万円以上 200 万円未満の工事施工 に関すること	○		
広報紙の発行に関すること	○		
たすけあい金庫に関すること		○	
法外援護に関すること		○	

予算執行及び支出命令の決裁区分

事 項	金 額	決 裁 区 分	
		常務理事	局 長
一 般 会 計	100 万円以上 200 万円未満	○	
	100 万円未満		○
※ 給与規程に定める諸給与の支払命令、毎月定期的に支出する委託料、貸付金の元利償還金は局長の決裁区分とする。			

別表第3 (契約に関する行為の委任)

事務の内容	決裁区分		
	常務理事	局長	課長
1件50万円未満の委託契約の締結に関する事		○	
1件50万円以上200万円未満の委託契約の締結に関する事	○		
1件50万円未満の物品調達契約に関する事		○	
1件50万円以上200万円未満の物品調達契約に関する事	○		
予定金額100万円未満の工事契約に関する事		○	
予定金額100万円以上200万円未満の工事契約に関する事	○		
市町村事業の受託に関する契約に関する事	○		